



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1378 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)
- 1379 " (")
- 1380 " (")
- 1381 " (")
- 1382 クリーニング師の研修の指定 (食品・生活衛生課)
- 1383 クリーニング所の業務従事者講習の指定 (")
- 1384 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 1385 換地計画の決定 (農業農村整備課)
- 1386 " (")
- 1387 平成18年和歌山県告示第548号(和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託)の一部改正 (水産振興課)
- 1388 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)
- 1389 " (")

○ 公告

- 第37回採石業務管理者試験の合格者 (砂防課)
- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)

告 示

和歌山県告示第1378号

和歌山県日高郡みなべ町山内・気佐藤の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月10日から平成20年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町山内・気佐藤の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町山内・気佐藤の各一部地区
- 5 認証年月日

平成20年10月14日

和歌山県告示第1379号

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡北山村
- 2 調査を行った時期
平成18年4月28日から平成20年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年10月14日

和歌山県告示第1380号

和歌山県日高郡日高町大字池田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期
平成18年4月28日から平成20年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高町大字池田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高町大字池田の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年10月14日

和歌山県告示第1381号

和歌山県日高郡日高町大字小浦の一部地区における地籍

調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期
平成18年4月28日から平成20年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高町大字小浦の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高町大字小浦の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年10月14日

和歌山県告示第1382号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 主催者の名称及び住所
(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
(2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成21年2月15日（日）	岩出市商工会館 （岩出市荊本77-3）

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社くまの薬局	田辺市本宮町本宮256-1	山下真経	平成20.10.1

和歌山県告示第1385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営畑地帯総合整備事業名田地区津井工区につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成20年10月27日から平成20年11月25日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局産業振興部農地課及び印南町建設課

和歌山県告示第1386号

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第1383号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 主催者の名称及び住所
(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
(2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日
(1) 受付期間 平成20年12月1日（月）から平成20年12月19日（金）まで
(2) レポート提出締切年月日 平成21年2月20日（金）

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第1384号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営畑地帯総合整備事業名田地区楠井1工区につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成20年10月27日から平成20年11月25日まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項の県の休日を除く。)
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局産業振興部農地課及び御坊市農林水産課

和歌山県告示第1387号

平成18年和歌山県告示第548号(和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託)の一部を次のように改正する。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

「初島漁業協同組合
告示中 北箕島漁業協同組合 を「有田箕島漁業協同組合
千田漁業協同組合」

合」に改める。

和歌山県告示第1388号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

由良町門前地区

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
由良川左支溪(5-383-2-018)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- 4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

印南町古屋、印南地区

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
古屋(2)(I-1237)、光川3(N-5001)、光川4(N-5002)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- 4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により平成20年10月10日に実施した第37回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

受験番号

- 3
- 5
- 7
- 9
- 10

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区 に含まれる地域の 名称	岩出市中島字味野筋813番1、813番2、816番 3、816番4、817番1、815番1、815番5、817 番3、818番、820番3、水路
許可を受けた者の 住所及び氏名	和歌山市南材木丁二丁目10 株式会社フジマ産業 代表取締役 藤林範員